**平成２９年（フ）第８６７７号**
東京都墨田区立花３丁目２－４－802
債務者　谷口　沙希
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第８６８３号**
東京都新宿区上落合１丁目15－７－602
債務者　武井　由美（旧姓板木）
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第１２７４号**
東京都八王子市中野上町４丁目25番16号鶴巻ハイツ105号
債務者　阿部　裕子
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月７日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２９年（フ）第１８６号**
沖縄県うるま市みどり町４丁目20番１－502号　ロイヤルマンション
債務者　小谷　良雄
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月14日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

**平成２９年（フ）第１１３６号**
東京都あきる野市雨間319番地３ソレイユ101号
債務者　和田　彩香（旧姓島崎）
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月８日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２９年（フ）第１２１８号**
東京都福生市加美平１丁目８番地３グレース加美103号室
債務者　田邉　久二
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月８日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２９年（フ）第１２１９号**
東京都福生市加美平１丁目８番地３グレース加美103号室
債務者　田邉　秀久
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月８日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２９年（フ）第１０７８号**
東京都八王子市犬目町88番地１コーポ小宮102号
債務者　吾妻　　亮
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２９年（フ）第１２２７号**
東京都小金井市梶野町２丁目12番12号第１越山荘102
債務者　近藤　雅美
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月９日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２９年（フ）第２６１９号**
神奈川県大和市深見3701番地15　大橋アパート２Ｆ
債務者　佐藤　雅惠
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２９年（フ）第２６２１号**
横浜市神奈川区大口通20番地５　ジュネパレス横浜12　404号
債務者　吉田　恵太
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２９年（フ）第１２７９号**
東京都八王子市弐分方町475番地
債務者　河合　菜穂
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２９年（フ）第２３０６号**
横浜市港北区新羽町643番地３　メゾンおいづか102
債務者　三上　秀子
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２９年（フ）第２５８３号**
横浜市港北区樽町１丁目８番13号　ヒルトップ大倉山103号
債務者　田實　　秀
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

## 破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

**平成２９年（フ）第３０６号**
東京都大田区大森南２丁目３番10号　コーピアス大森南Ⅱ　203、前住所静岡県伊東市宇佐美1746番地の２
破産者　杉下　正治
1　主文　当裁判所が平成29年９月28日午後５時になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「静岡県伊東市宇佐美1746番地の２」とあるのを「東京都大田区大森南２丁目３番10号　コーピアス大森南Ⅱ　203、前住所静岡県伊東市宇佐美1746番地の２」と更正する。
2　決定年月日　平成29年11月１日
静岡地方裁判所沼津支部民事部